

木林総務課長 様

お早うございます。

議会の対応ご苦労様でした。

さて、年末で引き続き多忙と思われるので大変恐縮ですが、出来れば、何とか、今年中に日程を取っていただき、質問に答えていただきたいと思いますとおりますが、可能でしょうか？ 予定時間は、**約1時間前後**とおっております。**都合の良い日と時間をお知らせ下さい。**

質問事項は、次の点です。

1点目。 今年の決算審査特別委員会での一時借入金に関する三浦議員の質問に、**会計課長が「借入額は18億円。借入期間が令和4年3月31日から4月1日」と答弁**しています。

(1) 教えて欲しいのは、**「借入期間が年度をまたいでいること」と「出納整理期間」**との関係です。

単純に、こんなこと許されるのだろうか、と思ったのです。(素人判断ですが)

- ① 私が知っているのは「出納整理期間とは、現金の出納を整理する期間なので、この期間中に、すでに経過した年度の歳入調定や支出負担行為を行うことが出来ない。」ということです。
つまり、3月31日に借入した金額は、出納整理期間に処理できるにしても、4月1日分になる借入した金額の返済が、同じく、旧年度の「出納整理期間」に含めて返済できるのか？ということです。

②令和3年度に借入金した28億円の使い道は何だったのか？

③令和3年度の収入予算の「財政調整基金繰入金387,919,000円」が、予算と同額の減額補正によって**0円**になりました。

つまり、387,919,000円に替わる収入があったからだと思うのですが、**借入金28億円から「財政調整基金繰入金387,919,000円」分が、回された**と、**いうことですか？**

それとも、**令和2年度末の基金積立金現在高1,551,315,921円から支出した**という理解でいいですか？

令和3年度の「財政調整基金」が、**526,820,887円**の支出となっています。

2点目。 もし、1点目の③の事情の通りだとした場合は、毎年「一時借入金」20億の借り入れは、不要ではないか？ 利息がムダであるから。

3点目。その他

